

2020年5月7日

1・2・3年生学生各位

岩崎学園

横浜リハビリテーション専門学校

通常の授業開始について

前略

学生の皆様、元気に過ごしていますでしょうか。オンライン授業や学校からの課題は進んでいますか？

さて、先般ご案内したように緊急事態宣言の延長が決定しましたので、引き続き自宅で授業を受講していただくこととなります。その場合の対応について、下記で詳しく説明します。また、現段階で決定していることについても下記に示します。わからないことや不安なことは各担任に連絡して下さい。

皆さんの登校が許可され、皆さんの登校を持って学校に活気が戻ることを教職員一同心待ちにしています。それまで各自感染予防に努め、健康で過ごしてください。

なお、本案内は保護者の方にも必ず目を通していただくようにしてください。

草々

記

- ① 5月末までは、基本的に実技系授業を除き全面的にオンライン授業の継続となります。授業がアップされると Gmail で連絡が入ります。課題提出期限に注意しながら進めて下さい。Google カレンダーにも期限が表示されますので、活用して下さい。別途、シラバスを Classroom の各授業内で提示しますので確認して下さい。
- ② 実技系の授業はオンラインでは困難なため、時間割に大幅な変更や後期に前期の授業がずれ込むことが予測されます。改めて連絡します。
- ③ 非常勤講師の授業は課題を Classroom で配信する予定です。レポート課題の提出は登校が許可されてからになります。課題は授業曜日毎に配信しますので、少なくとも翌週までに課題が提出できることを目処に進めて下さい。レポートの書き方は「学生の手引き」を参考にし、表紙をつけて作成して下さい。1年生は手書きでも構いません。
- ④ 5月中に緊急事態宣言が終了しても、外出の自粛が継続される可能性があります。教育機関への要請は別に行政機関より出されるものと思います。その際の登校開始は、行政機関の決定に準じた対応になります。通常の登校が可能な場合に加え、週に何日といった方法、時間制限を設けた方法など、いまだ不明ですがなるべく混乱しない方法を検討していきます。登校開始日は流動的ですが、突然やってくるかもしれませんのでそのつもりでいてください。
- ⑤ オンライン授業や担任面談にあたっては学生の皆さんの通信環境について配慮していますが、不都合なことがあれば速やかに各クラス担任に相談して下さい。

臨床実習について

夏期に予定していた臨床実習は、理学療法学科の1年・2年・3年のすべてが、作業療法学科の3年生が中止となります。現在、年度末への移行を検討していますが、流動的です。詳細が決まりましたら、改めて皆さんにご連絡します。そのため年間スケジュールが変更となりましたので、確認して下さい。

以上

非常勤講師各位

岩崎学園
横浜リハビリテーション専門学校
教務部

授業開始について

年間スケジュールの変更について

前略

非常勤講師の方々におかれましてはお元気にお過ごしのことと存じます。

ご連絡差し上げておりましたように、予定通り5月7日（木）より授業を開始いたします。なお、緊急事態宣言の延長が決定された場合は、先般ご連絡しましたように、課題を出していただき、学生のレポートなどを持ち出席を補完していただきますようお願い申し上げます。下記のように課題のご提出をお願い致します。なお、本校では常勤講師はG suiteのClassroomを利用したオンライン授業を進めております。非常勤講師におかれましても講義付きパワーポイントや授業ムービーなどのご利用をご希望される場合はお気軽にご相談ください。

また、現段階で決定していることとして、夏期に予定していた臨床実習をすべて中止し、年度末への移行を検討しております。そのため、年間スケジュールの変更が発生しております。非常勤講師の方々におかれましては、重ねてのスケジュール変更で申し訳ございません。別途、添付致しますので、日程をご確認いただき、不都合がございましたら米山（教務事務）までご連絡ください。

非常勤講師の方々におかれましては引き続き感染予防に努めていただき、体調を崩されることがございませんようご自愛ください。

なお、不明な点につきましては米山（教務事務）までお問い合わせください。

草々

緊急事態宣言が延長された場合の課題提出について

- ① 授業実施日までに課題内容をメールで米山までご連絡下さい。学生にはシラバスを提示しておりますので、変更がございましたら合わせてご連絡下さい。
- ② 学生からの課題の提出は学生の登校が開始されてからになります。講師の方々には登校開始日から初授業日でご来校の際にお渡し致します。

*緊急事態宣言が終了しても、外出の自粛が継続される可能性があります。教育機関への要請は別に行政機関より出されるものと思います。その際の登校開始は、行政機関の決定に準じた対応になります。通常の登校が可能な場合に加え、週に何日といった方法、時間制限を設けた方法など、いまだ不明ですがなるべく混乱しないよう、非常勤講師の方々にもご相談し対応を検討させていただきます。

以上